

平成 29 年 11 月 17 日

日本保健鍼灸マッサージ柔整協同組合連合会
理事長 吉田 孝雄 様

東京海上日動火災保険株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。平素は、弊社業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 11 月 1 日付け弊社宛ご書状にて、吉田様からは、自動車損害賠償責任保険（以下、自賠責保険）と任意に契約する自動車保険（以下、自動車保険）に関する弊社の一般的なご対応についてお問い合わせいただいているものかと存じます。お問い合わせいただきました点につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

1. 「治療費に『あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう』は含まれるのですか。」のご質問について

自賠責保険支払基準には、「治療費に『あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう』は含まれるのですか。」の「等」として、「柔道整復師等の費用」：免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。」と定められており、自賠責保険は当該支払基準に基づいて、自動車保険も当該基準及び弊社支払基準等を目安に、個別事案ごとに必要かつ妥当な実費を算定しております。

2. 「柔道整復師等の「等」に含まれるのであれば、『あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう』の他に『カイロプラクティック』『整体』『ヨガ』等も含まれるのですか。」のご質問について

上記 1. の自賠責保険支払基準の「柔道整復師等の費用」のことを指されているものかと存じますが、上記 1. の通り「等」の中に「カイロプラクティック」「整体」「ヨガ」等は含まれておりません。

3. 「この場合の通院慰謝料は、どのようになるのですか。できれば、具体的な金額をご提示頂きたくお願い致します」のご質問について

慰謝料は、自賠責保険も自動車保険も、被害者の実通院日数や治療期間をはじめとした

個別事案ごとの事情により算定額が異なるため、回答いたしかねます。

4. 「医師の『同意書等が必要とされる場合』は、その根拠はどこにあるのですか。」のご質問について

「医師の『同意書等が必要とされる場合』が、具体的に何について指されているのか、またどのようなケースのことを指されているのか分かりかねるため、回答いたしかねます。

以上の回答は、弊社の一般的な対応に基づいた内容となります。更に具体的な内容をお問い合わせいただく場合には、もし今回のお問い合わせのきっかけとなった弊社が関わる案件がございましたら、その案件の情報も含めてご教示いただきますようお願い申し上げます。

以上